

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	障害児通所給付費の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、障害児通所給付費の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費の支給等に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所給付費等の支給に関する事務 ・通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・通所受給者証に関する事務 ・通所給付決定の変更に関する事務 ・通所給付決定の取消しに関する事務 ・障害福祉サービスの提供に関する事務 ・児童発達支援センター等利用者負担の助成に関する事務 ・費用の徴収に関する事務 ・障害児通所給付費等の支給に関する資料の提供等の求めに関する事務 ・通所給付決定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・障害児通所給付費等支払業務(国民健康保険連合会に委託)
③システムの名称	福祉情報システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所給付費関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項、第2項 別表8の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○特定個人情報の照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号、第9号 別表に基づく主務省令第2条の表 10の項、11の項、12の項 ・番号利用法別表に基づく主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条 <p>○特定個人情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号 別表に基づく主務省令第2条の表8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 ・番号利用法別表番号利用法別表に基づく主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第30条、第55条、第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
②所属長の役職名	障害自立支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2148(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としているため。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。また、権限のある職員においては、多要素認証によるログインを行っているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法による障害児通所給付費の支給等を行う。 ・障害児通所給付費等の支給に関する事務 ・通所給付決定の変更に関する事務 ・障害福祉サービスの提供に関する事務 ・児童発達センター等利用者負担の助成に関する事務 ・費用の徴収に関する事務	児童福祉法による障害児通所給付費の支給等を行う。 ・障害児通所給付費等の支給に関する事務 ・通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・通所受給者証に関する事務 ・通所給付決定の変更に関する事務 ・通所給付決定の取消しに関する事務 ・障害福祉サービスの提供に関する事務 ・児童発達支援センター等利用者負担の助成に関する事務 ・費用の徴収に関する事務 ・障害児通所給付費等の支給に関する資料の提供等の求めに関する事務 ・通所給付決定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	
平成28年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第一 第8の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 広島市個人番号の利用に関する条例(予定)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項、第2項 別表第一 8の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	
平成28年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 ・番号利用法第19条第7号、第14号 別表第二 第10の項、第11の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条 ・番号利用法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 第2条 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 第16の項、第56の2の項、第116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条 ※番号利用法別表第二の第116の項に係る主務省令は未制定。	○特定個人情報の照会 ・番号利用法第19条第7号、第8号 別表第二 10の項、11の項、12の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第30条、第55条、第59条の2	事後	
平成28年12月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	
平成29年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法による障害児通所給付費の支給等を行う。 ・障害児通所給付費等の支給に関する事務 ・通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・通所受給者証に関する事務 ・通所給付決定の変更に関する事務 ・通所給付決定の取消しに関する事務 ・障害福祉サービスの提供に関する事務 ・児童発達支援センター等利用者負担の助成に関する事務 ・費用の徴収に関する事務 ・障害児通所給付費等の支給に関する資料の提供等の求めに関する事務 ・通所給付決定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	児童福祉法による障害児通所給付費の支給等を行う。 ・障害児通所給付費等の支給に関する事務 ・通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・通所受給者証に関する事務 ・通所給付決定の変更に関する事務 ・通所給付決定の取消しに関する事務 ・障害福祉サービスの提供に関する事務 ・児童発達支援センター等利用者負担の助成に関する事務 ・費用の徴収に関する事務 ・障害児通所給付費等の支給に関する資料の提供等の求めに関する事務 ・通所給付決定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・障害児通所給付費等支払業務(国民健康保険連合会に委託)	事後	
平成29年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉情報システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	福祉情報システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、伝送通信ソフト	事後	
平成29年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年11月11日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	令和1年6月2日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	
令和2年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 ・番号利用法第19条第7号、第8号 別表第二 10の項、11の項、12の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第30条、第55条、第59条の2	○特定個人情報の照会 ・番号利用法第19条第7号、第8号 別表第二 10の項、11の項、12の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第30条、第55条、第59条の2の2	事後	
令和2年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 ・番号利用法第19条第7号、第8号 別表第二 10の項、11の項、12の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第30条、第55条、第59条の2	○特定個人情報の照会 ・番号利用法第19条第8号、第9号 別表第二 10の項、11の項、12の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法第19条第8号 別表第二 8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第30条、第55条、第59条の2の2	事後	
令和3年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和8年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項、第2項 別表第一 8の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項、第2項 別表8の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	
令和8年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 ・番号利用法第19条第8号、第9号 別表第二 10の項、11の項、12の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法第19条第8号 別表第二 8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第30条、第55条、第59条の2の2	○特定個人情報の照会 ・番号利用法第19条第8号、第9号 別表に基づく主務省令第2条の表 10の項、11の項、12の項 ・番号利用法別表に基づく主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2 ・広島市個人番号の利用に関する条例 第3条 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法第19条第8号 別表に基づく主務省令第2条の表8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 ・番号利用法別表番号利用法別表に基づく主務省令で定める事務及び情報を定める命令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第30条、第55条、第59条の2の2	事後	
令和8年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	